

交付申請に必要な書類について

○次世代自動車導入前申請（通常申請）の場合

補助対象事業実績報告時（納車後）

- ア 補助対象事業実績報告書（様式第8号）※報告書と別紙「導入した次世代自動車」
- イ 補助対象経費に係る請求書（写）
- ウ 領収書（写）
 - ※クレジット等による分割払いの場合は、次の書類の写しを添付すること
 - ・クレジット申込（契約）書等 ※1回あたりの支払額が明示されていること
 - ・申請者が初回の支払いを完了されたことを確認できるもの
 - 例：通帳等で引落の確認ができるもの、銀行受付済の振込証等
- エ 車検証（写）
- オ 返信用封筒 ※申請者の宛先を記入し、送付に必要な郵便切手を貼付した封筒又は料金後納等、申請者が料金を負担する封筒（いずれも長型3号より大きいもの）

<申請者がリース事業者の場合>

カ 貸与料金の算定根拠明細書

（※補助金の交付申請の際に添付したものから変更がない場合は不要）

キ 自動車賃貸借契約書（写）

<使用者（リース事業者からの借受人）が運送事業者で、天然ガスバス、優良ハイブリッド、バス天然ガストラック、優良ハイブリッドトラックのいずれかを導入した場合>

ク 国の補助金の交付予定枠の内定（写）

（※交付申請時に確約書を提出した場合のみ）

<その他>

ケ その他、本事業に関し市長が必要と認める書類

事業実績報告書の提出については環境保全課窓口までお持ちいただくか、郵送とします。（電子メールでの受付は行っていません。）

窓口では、書類の受取のみとし、内容の確認は行いません。不備がある場合は、後日、連絡します。